

○京都府自治会館点検保守管理基金条例

(平成8年3月18日条例第10号)

(設置)

第1条 京都府自治会館の点検保守管理に必要な費用の財源に充てるため、京都府自治会館点検保守管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の支出)

第6条 基金から支出できる費用は、次のとおりとする。

- (1) 直流電源装置定期点検業務に要する費用
- (2) マルチエアコン定期保守管理業務に要する費用
- (3) 空調機器自動制御装置保守点検業務に要する費用
- (4) 太陽光ソーラーシステム装置定期保守点検業務保守費

(5) その他自治会館の点検、保守管理に要する費用

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。